

# 第146回東京都自然環境保全審議会

## 速 記 録

2021年1月21日（木）

WEBによるオンライン会議

○関計画課長 定刻となりましたので、ただいまより第146回「東京都自然環境保全審議会」を始めさせていただきます。委員の皆様には、本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただきます環境局自然環境部計画課長の関でございます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はウェブでの会議開催となりますので、まず初めに注意事項を申し上げさせていただきます。

都庁の通信環境の状況によりましては、映像や音声途切れる場合がありますが、あらかじめ御了承いただければと思います。

まず、先ほど通信確認をさせていただきましたが、御発言をされる方以外は会議中は音声オフ、すなわちミュートの状態にさせていただきますよう御協力をお願いいたします。

委員の皆様が御発言いただく際はミュートを解除いただき、お名前をおっしゃっていただいて、会長から御指名がありましてから御発言をいただきますようお願いをいたします。御発言が終わりましたら、ミュートの状態に戻していただければと思います。

また、Zoomの機能の中に「手を挙げる」という機能がございますので、そちらをお使いいただいで御発言の意思表示をしていただいても結構でございます。

また、カメラにつきましては、こちらからの指示がなければ常に映っている状態をお願いできればと思います。

また、通常でありましたら、審議の採決に当たりましては挙手をして採決といったような形になるかと思いますが、なかなか確認が難しいところがございますので、反対、異議のある方が御発言をしていただく形をお願いできればと考えております。

また、傍聴に関しましてでございますけれども、本日は傍聴希望の申出がございまして、ウェブで傍聴をしていただいでおりますのでお知らせをいたします。

続きまして、本日御出席いただいでおります委員を御紹介させていただきますが、都庁会場で御参加いただいでいる委員の方がいらっしゃいますが、都庁会場のカメラでは田中会長と3名の部会長の方のお姿のみを映してございますが、音声はつながっている状態になっております。あらかじめ、御了承いただければと思います。

では、初めに来庁していただいでいる委員から御紹介をいたします。

会長の田中委員でございます。

○田中会長 田中です。

- 関計画課長 計画部会長の鈴木委員でございます。
- 鈴木部会長 鈴木です。
- 関計画課長 規制部会長の下村委員でございます。
- 下村部会長 下村でございます。よろしくお願いいたします。
- 関計画課長 温泉部会長の益子委員でございます。
- 益子部会長 益子でございます。よろしくお願いいたします。
- 関計画課長 それから、石田委員でございます。
- 石田委員 よろしくお願ひいたします。
- 関計画課長 それから、布山委員でございます。
- 布山委員 よろしくお願ひいたします。
- 関計画課長 ありがとうございます。

続きまして、ウェブで御参加いただいております委員について御紹介をさせていただきます。

お名前をお呼びしましたら、ミュートを解除してからお返事をいただきますようお願いいたします。お呼び出しする順番は、お配りをさせていただいております委員の名簿順にお声がけをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、荒井委員、よろしいでしょうか。

- 荒井委員 荒井です。よろしくお願いいたします。
- 関計画課長 よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

井本委員、よろしくお願ひいたします。

- 井本委員 井本です。よろしくお願いいたします。
- 関計画課長 よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

木川田委員、よろしくお願ひいたします。

- 木川田委員 木川田です。よろしくお願いいたします。
- 関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

窪田委員、よろしくお願ひいたします。

- 窪田委員 窪田です。よろしくお願いいたします。
- 関計画課長 ありがとうございます。

佐伯委員、よろしくお願ひいたします。

- 佐伯委員 佐伯です。よろしくお願いいたします。

- 関計画課長 よろしくお願いいたします。ありがとうございます。  
高橋委員、いらっしゃっていますでしょうか。  
まだつながっていないようでございます。失礼いたしました。  
田島委員、よろしくお願いいたします。
- 田島委員 田島です。よろしくお願ひします。
- 関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。  
葉山委員、よろしくお願いいたします。
- 葉山委員 よろしくお願いいたします。
- 関計画課長 よろしくお願ひします。ありがとうございます。  
安川委員、よろしくお願いいたします。
- 安川委員 安川です。よろしくお願いいたします。
- 関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。  
山崎靖代委員、よろしくお願いいたします。
- 山崎（靖）委員 山崎です。よろしくお願いいたします。
- 関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願ひします。  
山崎晃司委員、よろしくお願いいたします。
- 山崎（晃）委員 山崎です。よろしくお願いいたします。
- 関計画課長 よろしくお願いいたします。ありがとうございます。  
佐野委員、よろしくお願いいたします。
- 佐野委員 佐野です。よろしくお願いいたします。
- 関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。  
森村委員、よろしくお願いいたします。
- 森村委員 森村です。よろしくお願ひします。
- 関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。  
伊藤委員、よろしくお願いいたします。
- 伊藤委員 伊藤です。よろしくお願ひします。
- 関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。  
古城委員、よろしくお願いいたします。
- 古城委員 古城でございます。よろしくお願いいたします。
- 関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

里吉委員、よろしくお願いいたします。

○里吉委員 里吉です。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

保坂委員、よろしくお願いいたします。

○保坂委員 保坂です。よろしくお願いします。

○関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

師岡委員、よろしくお願いいたします。

○師岡委員 師岡です。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします

枝光委員、よろしくお願いいたします。

○枝光委員 枝光です。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

尾中委員、よろしくお願いいたします。

○尾中委員 尾中です。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

辻委員、よろしくお願いいたします。

○辻委員 辻です。よろしくお願いします。

○関計画課長 ありがとうございます。

山岸委員、よろしくお願いいたします。

○山岸委員 山岸です。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

相原委員、よろしくお願いいたします。

○相原委員 相原と申します。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

石井委員、よろしくお願いいたします。

○石井委員 石井です。よろしくお願いします。

○関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

一ノ瀬委員、よろしくお願いいたします。

○一ノ瀬委員 一ノ瀬です。よろしくお願いします。

○関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

小林委員、よろしくお願いいたします。

○小林委員 小林です。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

須田委員、よろしくお願いいたします。

○須田委員 須田です。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

竹下委員、よろしくお願いいたします。

○竹下委員 竹下です。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

山中委員、よろしくお願いいたします。

○山中委員 山中です。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

高橋委員が接続されたようです。高橋委員、聞こえますでしょうか。お返事いただいてもよろしいでしょうか。

○高橋委員 聞こえます。どうもすみません。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

皆様、ありがとうございました。本日はよろしくお願いいたします。

では、ただいま出席者の確認が取れましたので、定足数について御報告をさせていただきます。現在の審議会委員及び臨時委員の総数は、38名でございます。ただいまの出席者数は35名ございまして、過半数の委員の御出席をいただいておりますので、東京都自然環境保全審議会規則第5条第1項により、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

次に、事務局の幹部職員を御紹介いたします。すみませんが、カメラには映っておりませんが、音声のみでお届けしたいと思います。

まず、環境局長の栗岡でございます。

○栗岡環境局長 栗岡です。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 自然環境部長の近藤でございます。

○近藤自然環境部長 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 緑環境課長の松岡でございます。

○松岡緑環境課長 松岡です。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 水環境課長の清野でございます。

○清野水環境課長 清野です。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 また、本日、多摩環境事務所より所長の木村と、自然環境課長の上中がウェブで参加しておりますことを御報告いたします。

それでは、田中会長、審議の開会をお願いいたします。

○田中会長 分かりました。

それでは、第146回「東京都自然環境保全審議会」を開会いたします。

本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃいます。審議会運営要領第6により、この会議は公開となっておりますのでウェブでの傍聴を認めたいと思います。

まず初めに、委員の皆様へのお願いとなりますが、本審議会は「都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査審議する」ことを目的として設置されたものであります。本日の審議に当たりましたも、「自然の保護と回復を図る」という観点から御審議をいただきますよう御協力をお願い申し上げます。

では、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○関計画課長 承知いたしました。

事前に送付をさせていただきました資料の確認をさせていただきます。

まず、議題の1でございますが、「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の改正について」の資料は資料1-1、資料1-2、そして参考資料1となっております。

次に議題の2でございますけれども、「(仮称)長房町住宅団地建設事業について」の資料は、資料2-1から資料2-4となっております。

なお、資料2-3につきましては、電子データの容量が大きいため別ファイルとなっております。

次に議題の3番目でございますけれども、温泉部会の資料につきましては資料3-1から資料3-4、そして参考資料2-1から2-3までとなっております。

また、各資料のページの右下に括弧書きで数字が書かれてございます。こちらの数字は、各ファイルの通し番号となっております。資料の御説明の際は、こちらのページ番号でお知らせをいたします。

資料の説明は、以上となります。

なお、ウェブで御参加の委員の皆様向けにはカメラで、資料の今どのページを御説明しているのかということをお示しするような形となっております。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

まず、計画部会と規制部会で御審議いただきました、諮問第 456 号「「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則」の改正について」の案件について審議を行います。

それでは、事務局から審議の経緯、資料の説明後、鈴木計画部会長から審議結果についての御報告をお願いいたします。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○松岡緑環境課長 それでは、まず簡単に、これまでの審議会での審議の経緯を説明させていただきます。

本件は、令和元年 10 月に東京都より本審議会に諮問を行い、同年 11 月、それから令和 2 年 2 月に計画部会及び規制部会で各 2 回審議された後に中間のまとめ案がまとまり、令和 2 年 9 月に本審議会承認されました。

その後、都のホームページ等において中間のまとめに対する意見募集を 9 月 7 日から 10 月 6 日までの 30 日間行いました。その結果、2 者から計 4 件の意見の提出がありました。このため、これらの御意見を中間のまとめに反映した答申案について、令和 2 年 11 月の計画部会で審議され、承認されました。

それでは、続きまして、資料 1-1 「「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の改正について（中間のまとめ）」への意見募集の結果について」と、資料 1-2 「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の改正について 答申案」について御説明いたします。

それでは資料の（1）ページの資料 1-1 を御覧ください。

中間のまとめについての意見募集に対しては、先ほど申し上げたとおり 2 者から計 4 件の意見をいただきました。意見の内容と、意見に対する東京都自然環境保全審議会の考え方につきましては、（2）ページの資料 1-1 の別紙を御覧ください。

表の左の欄には「中間のまとめの記述箇所」、2 番目の欄には「意見」の内容、3 番目の欄には「審議会の考え方（案）」、右端の欄には「答申案への反映」の状況を記載してございます。

右端の欄に○印の記載のある 1 番目と 4 番目の意見につきましては、御意見を答申案に反映しています。

最初の御意見でございますけれども、御意見の内容は、答申案の「第 3 主な改正事項の

内容」の「2. 緑地等管理計画書等の改正」に関する事項でございます。

内容としては、「工事完了後、原則1年後に行う緑地等の管理状況報告に切土・盛土の状況報告も追加されるようであるが、現地を確認し、写真撮影による目視管理程度の状況報告を検討しているか。または、水準測量による高さの管理や平面的な管理として、仮杭等を座標管理して動きを観測する、その他、計器を設置したデータ観測等、どの程度の状況報告を予定しているか」というものでございます。

これに対する審議会の考え方の案といたしましては、「「工事完了後原則1年後の切土・盛土の状況報告」については、緑地の植生基盤の状況確認という観点から、目視による確認と、状況写真等の提出による報告が中心になると考えています。水準測量や仮杭等による定量的な観測については、当該緑地等の植生基盤となる切土・盛土の小段、法面等の安定性の確保のために有効であると事業者が判断した場合には、実施することが望ましいと考えます。」としています。

開発許可制度におきましては、開発許可申請を受けてから開発行為が完了し、完了検査済証を交付するまでを制度の期間としてございます。

ただし、条例の第55条におきまして、工事完了1年後に緑地等の管理状況報告書の提出が規定されておまして、現在この報告書では植物の管理状況報告について目視、写真等で報告をいただいているところです。そのため、植物の植生基盤となる切土・盛土の状況についても同様に目視、写真等での報告が考えられるとしています。

ただし、事業者判断で水準測量や仮杭等により定量的な観測を行うことについては望ましいということも踏まえまして、中間のまとめに追記いたしました。

それでは、資料1-2、答申案、(12)ページを御覧ください。

今回の御意見を受けまして、(12)ページの下から6行目でございます。「また」以下でございますが、この部分を中間のまとめに追記いたしまして答申案とさせていただきます。読み上げさせていただきます。

「また、報告に当たっては、原則として、目視による確認と状況写真等の提出を求めることになるが、事業者において水準測量や仮杭等による定量的な観測が当該緑地等の植生基盤となる切土・盛土の小段、法面等の変化量の確認に有効であり、このことが切土・盛土の安定性の確保につながると判断した場合には、これを実施することが望ましいことを、開発許可の手引等において記載すべきである。」と追加させていただいております。

続きまして、(2)ページにお戻りください。

2番目の御意見でございますけれども、御意見の内容は答申案の「第3 主な改正事項の内容」の「1. 開発許可の基準の改正」の「(12) 申請者の資力・信用」と「(13) 工事施行者の能力」に関する事項です。

内容としましては、「条例改正により、全ての開発行為で申請者の資力・信用や、工事施行者の能力について審査を行うとのことだが、都市計画法の開発許可との手続の重複が生じると思うので、具体的な手続の流れを示してほしい」との御意見です。

これに対する審議会の考え方の案としては、「1mを超える切土又は盛土が生じる開発行為については都市計画法第29条の開発許可と規則改正後の自然保護条例の開発許可の手続に重複する項目があるものの、改正前と同様に、都市計画法第29条の開発許可の事前審査と並行して手続が行われるべきものと考えます。」としています。

開発許可の事前審査につきましては、現在も都市計画法29条と自然保護条例とを並行して実施してございますので、自然保護条例に新たに申請者の資力・信用や、工事施行者の能力についての審査が加わりますが、これまでと同様に並行して審査手続が行われるものと考えてございます。

なお、これにつきましては、答申案に反映する必要はないと判断いたしまして、中間のまどめに追記等はしてございません。

続きまして、3番目の御意見です。御意見の内容といたしましては、答申案の「第3 主な改正事項の内容」の「1. 開発許可の基準の改正」の「(11) 排水施設」に関する事項です。

「崖崩れや土砂等の流出の防止上支障がない場合には」と記載されておりますが、関連法令に規定等が見当たらない。どのようなものが該当するのか、具体的に示してほしい」との御意見でございます。

これに対する審議会の案としましては、「崖崩れや土砂等の流出の防止上支障がない場合には」については、都市計画法施行規則第26条第2号に記載されています。また、「崖崩れや土砂等の流出の防止上支障がない場合」とは、雨水は浸透管や浸透柵を設置し地下浸透させることが望ましいが、盛土や崖において雨水を浸透させると崩落や土砂流出を招くことから、そのような支障がない場合のことです。具体的な内容については、開発許可の手引等に記載すべきと考えます。」としています。

雨水を地下浸透させることは、自然環境への配慮として望ましいこととございますが、崖や盛土に雨水を浸透させますと、崩落や土砂流出等の原因となることからこの記載をしてい

ます。

なお、これにつきましては、答申案に反映する必要はないと判断いたしまして、中間のまとめに追記等はしていません。

それから、4番目の御意見でございます。答申案の内容は、答申案の「第4 その他諮問事項に係る本制度に対する意見」の「2. 許可条件の見直し」に関する事項です。

「「標準的な許可条件」とは具体的にどのようなことを指すのか。該当する事例を示してほしい」との御意見です。

これに対する審議会の考え方の案といたしましては、「「標準的な許可条件」とは、条例第47条第4項の規定により、許可条件として付すもののうち、全ての事業に対し共通で適用できる標準的な条件のことで、事業者が工事中に遵守すべき事項等を記載しています。

「中間のまとめ」では、「標準的な許可条件」の中に、「残土の搬入により長大法を形成する事業等においては、切土・盛土の出来形、施工状況等を都に報告すること」等を追加するとともに、開発許可の手引等に掲載することが望ましいとしています。」としています。

これまで、許可条件につきましては特に公表しておらず、開発許可証に貼付されているだけでございました。

今後は、開発許可の申請段階から全ての事業に対し、共通で適用できるような許可条件につきましては、事業者が内容を確認できるよう、開発許可の手引等に記載することが望ましいと考えております。

この御意見につきましては、答申案に反映してございます。(13) ページを御覧ください。

「2 許可条件の見直し」のところの、なお書きの以下を修正してございます。

読み上げさせていただきますと、「なお、全ての事業に対し共通で適用できる標準的な許可条件については、開発許可の手引等に記載して事業者等に示すことで、事業実施の際にどのような行為が求められるかを申請段階において明らかにすることが望ましい。」と修文させていただきます。御意見に対する修正部分は、標準的な許可条件の説明として、「全ての事業に対し共通で適用できる」という部分を追加した点でございます。

また、御意見に対する直接の修正ではございませんけれども、中間のまとめで、行政処分  
の透明性を高めること等のため、というふうに記載していたところでございますが、より分かりやすく記載するために「事業の実施の際にどのような行為が求められるかを申請段階において明らかにする」と記述を変更してございます。

なお、本段落に記載があります「切土・盛土の出来形」の「出来形」につきましては、中

間のまとめでは「出来高」としてございました。理由といたしましては、工事中は整形が完了した切土・盛土だけではなく、仮置き土も含めた報告が必要であるということのために、工事作業量を確認する出来高としていた次第でございます。

しかしながら、先日、計画部会長のほうから、切土・盛土の勾配や法高等を指す一般的な土木用語のほうが望ましいとの御意見をいただきまして出来形に修正いたしました。

なお、都といたしましては、仮置き土につきましても工事中の具体的な報告項目として求める予定でございます。

それから、資料1-2、答申案につきましては、中間のまとめから今、御説明いたしました点を修正したものでございまして、ほかは修正はございません。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

○田中会長 どうもありがとうございました。

それでは、部会での審議結果につきまして、鈴木計画部会長から御報告をお願いいたします。

○鈴木部会長 計画部会長の鈴木でございます。

今、事務局より説明がありましたが、前回の審議会で説明させていただいた中間のまとめに対し、パブリックコメントを募集し、これらの意見を反映したものが本日お配りした答申案となっています。

本件の諮問の契機となったのは、過去の許可案件の現場で豪雨による土砂崩落が発生し、近接する道路まで土砂が流れ出し、通行止めが発生したためです。自然保護条例は自然の保護と回復を目的とした条例ですが、答申案にもあるとおり、土砂崩落が起これば自然の保護と回復の面のみならず都民の安全面も脅かすおそれがあります。このため、今回の改正の必要性は大きいと考えます。

次に、部会での審議の状況ですが、計画部会及び規制部会には土木工学、地盤工学、水文学といった盛土の安全性に関する専門の先生方がおられ、また長大法を含む盛土計画や排水計画等について高いレベルでの御議論をしていただくことができました。

加えて、自然環境が御専門の先生方からは、法面緑化についてこれまでの種子吹きつけに加え、生物多様性の観点から遺伝子の保全を図ることができる表土活用工法の御提案をいただきました。

最初の計画部会から1年3か月の間、計画部会及び規制部会において議論を重ね、また本審議会においても中間のまとめを審議し、その中で出た意見からの意見、そしてパブリック

コメントで都民からいただいた意見を反映してこの答申案をまとめております。

計画部会の全員一致で十分な内容であると考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明及び鈴木計画部会長からの審議の結果について、委員の皆さんの御意見をいただきたいと思います。御意見がある方はミュートを解除し、お名前をおっしゃってください。こちらから指名しますので、その後、御発言をお願いいたします。御意見等、ございますでしょうか。

特に御意見等はございませんでしたので、ここで皆様にお諮りいたします。会議冒頭で事務局より注意事項がありましたとおり、異議のある方のみ「異議あり」の御発言をお願いしたいと思います。異議のある方は、ミュートの解除の準備をお願いします。

では、諮問第 456 号「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の改正について」、本審議会として計画部会長の御報告のとおり適当であると認め、知事に答申したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田中会長 それでは、特に御発言がありませんでしたので、諮問第 456 号「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の改正について」は、本審議会として適当であるということで答申いたします。事後の手續につきましては、事務局でよろしくお願いたします。

○松岡緑環境課長 答申をいただきましてありがとうございます。本日いただきました答申に基づきまして、今後、規則改正や審査基準の改正手続を進め、なるべく早く新しい制度の運用を開始していきたいと思ひます。

委員の皆様には、貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

○田中会長 それでは、続きまして規制部会に付託しました諮問第 463 号「(仮称)長房町住宅団地建設事業」について審議いたします。

では、事務局からの資料説明の後、下村規制部会長から審議の結果について御報告をお願いしたいと思います。

まず初めに、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○松岡緑環境課長 それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料 2-1 を御覧ください。今回の事業概要をまとめてございます。

「1 事業概要」は、事業者がハタノ木材株式会社と株式会社悦企画です。場所は、西八王子駅の北西、約 1.5 キロに位置しております八王子市長房町 756 番 17 外です。事業区域は約 6 万平方メートル、事業内容は宅地造成となっております。

続きまして「主な経過」でございますけれども、令和 2 年 3 月 4 日に都から本審議会に諮問されまして、その後、同年 8 月 27 日、11 月 24 日、12 月 25 日の計 3 回の規制部会が開催されました。

「3 敷地の現状」でございますが、別紙の事業区域の図面を御覧ください。

事業区域は、濃い青色の実線で囲まれた区域でございます。この図面は事業計画を中心に示しておりますので、現状説明としては少々分かりにくいかと思いますが、御了承ください。

事業区域の約半分がススキ、クズ、竹林が優先する自然度が低い草地となっております。

図の下に、水色の実線で示した湿生草地の部分でございますけれども、この部分は現状では葎が密生しており、環境が単一化しているというところでございます。湿生草地の水源となっている部分と、湿生草地の間の湿地の部分、図では「流水域を創出」と記載している部分でございますが、ここは現状では暗渠により排水してございます。

それから、区域の北西側の丘陵地、図面では左下の部分でございますが、都南東側、図面では右側の部分の低地、この高低差が約 33 メートルございます。

それから、図の上部に赤い実線と黄色い実線でそれぞれ囲んでございますけれども、土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンと呼ばれているものです。それから、土砂災害警戒区域、通常イエローゾーンと呼ばれているものですが、こちらに指定されている部分がございます。

当該区域の近隣で、営巣はしていないのでございますけれども、オオタカの飛翔を確認しているところでございます。

続きまして、別紙の事業区域図で事業計画の概要について御説明いたします。

まず、本件は宅地造成でありまして、185 区画の宅地を造成する計画です。レッドゾーンとイエローゾーンは、今回の宅地造成により解消されます。

図面の上部と右側には、緑の波線で囲んだ公共的緑地である公園を設置します。それから、図の右上と、中央からやや下の部分には桃色の波線で囲んだ部分がありますが、公共的緑地である植栽緑地を設置いたします。

図面の左下のだいたい色の波線で囲まれた区域は現在は草地でございますが、広葉樹林に林相改良されます。

その隣の黄緑の波線で囲まれた区域が、主に広域樹林を主体とする残留緑地です。このうち、紫色の実線で囲まれた区域は、住人と事業者との協働作業で管理を行う範囲というものを示しています。

それから、最下段の黄色で囲まれた区域は葎が密生しております湿生草地で、開放水面となる小水域を整備いたします。

左側の現在、水源となっている部分には、新たにワンドを創出いたしまして止水域を整備いたします。その間の部分につきましては、現在、先ほど申しました暗渠水路となっておりますが、これを開渠といたしまして流水域を整備するという計画でございます。

それでは、資料2-1にお戻りください。

5番の「自然環境調査の結果（概要）」でございます。

「希少植物種」として、キンラン等9種187株を確認しています。

「希少動植物種」としましては、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ蛛類、底生動物につきまして、表に記載の種と個体を確認いたしました。

なお、哺乳類、魚類、陸産貝類の希少種は確認されていません。

それから、「大径木」につきましては、幹回り150センチ以上を大径木としているところでございますが、15本を確認いたしまして、そのうち保全が可能な4本を現況保全いたします。

6番、「自然環境保全計画書の概要」でございます。

「配慮事項」の欄は、施行規則で定めます許可基準の要件となっております。

まず「自然環境への配慮」、全般的な項目でございますが、主な配慮の内容としては別紙事業区域図をもう一度御覧ください。図面の左下のだいたい色の波線で囲まれた区域は、現在ススキ、クズ、竹林等、自然度が低い緑地となっておりますが、ここを回復緑地といたしましてコナラ林等へ林相改良を行うこととしてございます。

残留緑地のうち、紫の実線で囲まれました約6,000平方メートルの部分を住民等との協働で管理することを事業目的にも記載するとともに、協働管理体制の組織化など、持続的に管理を行う仕組みを計画することによりまして、残留緑地の管理を積極的に実施することとしてございます。

続きまして、「必要最小限の土地の形質変更」の項目でございますけれども、盛土材は造成に伴い発生した現場の土砂を活用することで地形に順応させた形で不必要な切土や盛土をしないことといたしまして、また、不要な土砂の搬出入を抑制することで環境に配慮するこ

ととしてございます。

続きまして、「土砂崩落対策 汚濁水対策」の項目でございます。図面の右側から左側にひな壇状に高くなっていきます造成計画でございますけれども、高さをそれぞれ5メートル以内とすることによりまして事業地全体を緩やかな勾配として土砂災害警戒区域や土砂災害特別計画区域を解除し、また急傾斜による土砂崩落への対策が行われているということになってございます。

それから、土砂崩落対策のために土壌改良に当たりましては環境に配慮した改良剤というものを使用し、土質試験で適正に処理が確認されたものを盛土に使用してございます。

盛土の転圧は30センチメートル以下ごとに行いまして、盛土の安定性を得ることとしていきます。

雨水排水は、八王子市の基準を超えないように排水設備を計画することで下流域の氾濫にも配慮している。

それから、真ん中の黄色いゾーンでございますけれども、土石流による土砂災害警戒区域でございますが、この宅地造成区域の上部、図ではイエローゾーンの左側あたりでございますけれども、ここが沢地形になっていることによって警戒区域に指定されてございますが、この沢地形を盛土によって改善することによりまして警戒区域を解消するというので、土砂崩落ですとか汚濁水の発生対策をすることとしてございます。

それから、特に排水が集まります谷や湧水箇所には暗渠本管を設置するとともに、40メートルごとに補助暗渠管を設置することで適切に雨水排水を行うこととしてございます。

続きまして「雨水の地下浸透」の項目でございますが、宅地内と公園は敷地内で浸透処理するため、浸透トレンチを設置することとしてございます。

「行為地内の土壌の植栽利用」の項目でございますが、造成により発生した表土を一時保存し、植栽緑地の客土として利用することとしています。

特に、その客土として、より適した表層10センチメートルをほかの表土と分けて保存し、植栽緑地の客土として利用することとしてございます。

次に、「動植物への生息・生育への配慮」の項目です。図の緑の波線で示しました残留緑地にキンラン等の希少種を移植するとともに、移植に不確定性のあるものにつきましては種子を保存いたしまして播種を実施することを保証することとしています。

それから、サワガニ、モリガエル、ヘイケボタルといったものの生息空間を確保するために、図のクリーム色で示しました既存の湿生草地を改良することとしています。

それから、オオタカ等の飛翔が確認されてございますので、樹木の伐採前にモニタリング調査を実施して繁殖利用の状況を確認することとしてございます。

続きまして、「緑地基準の遵守」の項目でございますが、本事業に関わる緑地基準は区域面積の10%以上を緑地に、それからそのうち5%以上を公共的緑地にするという基準でございますけれども、本事業におきましては区域面積の34.07%の緑地を確保し、または区域面積の6.38%の公共的緑地を造成することとしてございまして、緑地基準を上回っているものでございます。

最後に、「既存木の保護検討」の項目でございますが、150センチメートル以上の高さで幹回りが150センチメートル以上あるものを大径木としてございまして、事業区域内には15本確認できましたが、このうち4本を残置することとしてございます。

伐採するものは老齢樹とか、あるいは移植による腐朽等の移植に耐えられないもののみとされているところでございます。

以上で、説明を終わります。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして部会での審議結果につきまして下村規制部会長から御報告をお願いいたします。

○下村部会長 下村でございます。

私のほうからは、規制部会での主な議論と審議結果について御報告をさせていただきたいと思っております。

資料2-2を御覧ください。

まずは議論の経過ですけれども、主な論点としては一番左にありますとおり5点の議論がございました。順次、御説明申し上げます。

1つ目は、「残留緑地の持続的管理」ということです。これは、残留緑地ほか、緑地を基準をクリアするためだけに広げるのではなくて、ある程度そこを良好に管理していただくというようなことをお願いすることも伴うのですよという確認で出てくる項目でございます。

事業者としては、それを住民と協働で行うことを今回設定していたのですが、そこに部会の指摘事項とありますとおり、必ずしも十分に計画されていないのではないか、計画熟度が低いのではないかという指摘がございました。

大きくは2つありまして、かなり急斜面等の危険を伴うものとか、植生によっては非常に住民が管理するには難しいというようなものがあって、そういったものについてしっかり議

論する必要があるだろうということで、大きな論点としては2つです。

次に計画書の変更点を見ていただきたいのですが、まずは作業範囲ですね。急斜面等は自分たち事業者のほうで管理し、安全なところに関して住民と協働で行いますよという範囲の設定の問題です。

それから、その次にありますとおり、協働といってもすぐに協働できるわけではありませんで、当然住民との信頼関係も含めていろいろプロセスがあるということで、作業の年間スケジュールをしっかりと記載してください。年間というか、1年間もさることながら、1年目、2年目というよう時間の経過ですね。

3点目としましては、あまり住民に管理、管理と言ってもやっていただけるかどうか分かりませんので、やりがいを得られる工夫というものをもう少し盛り込んでください。食の問題ですとか、細工の問題ですとか、そういうイベントと併せてやっていただく。そういったことも盛り込んでいただきました。

それから、やはり一番気になっているのは、本当に持続できるのか。あるいは、そもそも事業としてちゃんと売れるのか。住民にそういうものを付託するというで、住民と協働で行うということでもちゃんと売れるのだろうかというあたりは議論になったのですけれども、そこでまずは事業の目的として積極的に売り出してもらおう。そういう共感を得る人に対してちゃんと売っていただくというようなことも含めて、事業目的の一つということで目的に書き込んでいただきました。

それから、既存のNPOとの連携の問題とか、あるいは住民が協働管理を行う組織を構築するというようなプロセス等につきましても書き加えていただくというようなことを意見交換いたしまして、計画書のほうの変更をさせていただきました。

それから、2点目としては「希少動植物の保全」の問題です。先ほど事務局からいろいろ御報告がありましたとおり、幾つかありました。そういったものの妥当性を確認するとともに、もう一点、ヘイケボタルへの光害が問題なのではないかという御意見が出ました。その点に関しましては、生息が確認される湿生緑地の周辺ではこれ以上、今以上の開発がないので問題はないだろうということで、その点についても確認ということで保全計画書に記載をするということになりました。

3点目といたしましては「雨水排水」の問題で、今回、先ほど御報告もありましたように計画地の排水能力を高めることになっているのですが、それが下流の河川の氾濫リスクにつながることはないのかという議論、それから今回土砂防災計画区域が解除される。工事して

造成することによって解除されるということで、それは本当に可能なのかというような論点もございました。

これは、事務局からもむしろ河川の部局ですとか専門の部局にも御確認をいただいたりしながら、基本的には大丈夫だろうということなのですけれども、その変更点にありますとおり、今回の計画よりも土地の改変が行われたとしても下流水路への氾濫はないことを計算式で示していただいて、それを保全計画書にも記載していただきました。

それから、土砂災害の計画区域の問題ですけれども、土石流につきましては区域の上部の沢地地形を盛土によって改善することになりますから、危険性が解消して解除できるというようなことを専門の部局とも確認をいたしましたので、その点をもう一度記載をしていただくという形の対応をしております。

それから4点目ですが、「切土量と盛土量の相殺」で、中で相殺されるということだったのですけれども、その中をちょっと精査しますと、盛土量に対して切土量はやはり少ないのではないのかというような議論、それから軟弱土壌対策で土壌改良剤を使用するということになっていたのですが、その環境配慮の問題は大丈夫なのかというような論点が出てまいりました。

それで、これは計画書の3の55ページ、あるいは表の3-40に書いてあるのですけれども、盛土量につきましては造成で必要となる盛土量のほかに、配管ですとか地下車庫等の構造物の体積が含まれているということになります。それらの構造物量を分けて記載していただくことで、盛土の必要量と切土による発生土量というのはほぼ近似するというようなことが確認されましたので、それも保全計画書に記載をしていただくことにいたしました。

それから、地盤改良材につきましては環境への負荷が少ない改良材の使用ですとか、排水のためのpH処理の装置を設置して中和させてから排水を行うというようなことを計画書のほうに追加記載をしていただいております。

それから、宅地内へ植栽を外構等に事業者のほうでされるわけですけれども、宅地内植栽の樹種については事業地周辺の樹種に合わせるようにちゃんと配慮をしてください。地場というか、土地に合わせたものを植栽してほしいということで、当初はそこにレッドロビンというようなことが書いてあったのですけれども、カナメモチとかヒサカキなど事業地周辺の在来種に変更していただくというようなことを議論いたしました。

そういうような議論を踏まえ、それから変更もお願いをすることにして、部会としては許可条件を付した上で許可相当であるという結論に至っております。

許可条件につきましては、事務局のほうから説明をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして事務局より許可条件について説明をお願いいたします。

○松岡緑環境課長 それでは、許可条件について説明をさせていただきます。

資料2-4を御覧ください。

(全般)的事項といたしまして、保全計画書の内容等を踏まえ、貴重な動植物の保全に留意するとともに、新たに確認された場合には都に報告し、対策を協議すること。

それから、キンラン等、希少植物の移植でございますが、実施計画書を作成いたしまして都と事前に協議するとともに、移植はモニタリングを実施して年に1回、都に報告することということです。

続きまして、(残留緑地、植栽緑地、湿生草地等の管理)も同様でございます。モニタリング調査につきましては、残置により保全する希少植物も対象とすることとしています。

それから、オオタカへの配慮ですが、営巣はしていませんが、飛翔が確認されているというものでございますので、モニタリング調査を実施し、生息への影響がないよう十分に配慮する。

調査前に実施計画書を作成して、都と事前に協議すること。

生息状況に変化があった場合には、作業を中止するなどして都に報告。

それから、保全対策については専門家の助言を踏まえ、都と協議することとしています。

哺乳類、鳥類以外の移動をさせて保全する対象とした動植物種への配慮ということですが、実施計画書を作成して都と事前に協議、移動後はモニタリング調査を実施して年に1回、都に報告することというふうにしてございます。

以上で、説明を終わります。

○田中会長 御説明ありがとうございます。

それでは、ただいまの下村規制部会長及び事務局からの説明があった事項につきまして、御意見をいただきたいと思います。御意見のある方、挙手等をお願いいたします。

保坂委員、どうぞ。

○保坂委員 2つほど伺いたいのですが、大変広い3万2000平米の落葉広葉樹林を2万7000程度消失するというふうには書いてあるのですけれども、大径木については15本のうち4本だけは残置ということなのですね。それで、残りは伐採ということかと思うのですが、おおよ

そ大径木以外の樹木というのは何本くらいいわゆる伐採することになるのかという点と、それから分譲地として造成する際に自然の生態系の森の一部をそういった造成地の中に残していったりする手法もあると思うんです。これは、全部すべからくその造成地になったところは整地して切ってしまうというやり方なのかどうかというのが1点です。

それから、森のことに関わるのですが、住民参加、協働で森を残していくということは大変いいと思います。世田谷区でもこれはやっていることなのですが、八王子市と世田谷区の関係は大分違いますけれども、この際に世田谷区の経験でいうと、やはり緑や森を増やしていこう、育てていこうという市民活動団体が中心になって地域の人たちと一緒に組んで、現在10年近くそういった活動を継続しているという例があるのですが、ここの団地の緑の維持に関しては、その主体は新しく引っ越してこられる住民なのか。八王子市内のそういう緑のNPOという記載もあるので、そのあたりはどういうふうに組み立てていこうとされているのか。その2点を質問したいと思います。

○田中会長 ありがとうございます。

事務局、お答えをお願いいたします。

○松岡緑環境課長 大径木の数につきましては15本ということで、こちらに記載のあるとおりでございます。そのうちの伐採するものにつきましては先ほど申しましたように老齢ですとか、移植に適さないものをどうしても伐採せざるを得ないということになってございまして、何とか4本残すということになってございます。

それから、住民参加の協働のお話だったと思うのですが、そこにつきましてはNPO、事業者が基本的には中心となってございまして、そこにNPOの助言を得ながらやっていく。

ただ、もちろん住民の参加を促すために、募集のときからそういうお声がけをして、住民参加にみんなで残留緑地を管理していく手法をとるというふうに聞いております。

○田中会長 ありがとうございます。

保坂委員、よろしいでしょうか。どうぞ。

○保坂委員 ほかは分かったのですが、最初に聞いたのは全体として相当広いところの森を伐採するわけで、その樹木というのはおよそ何本くらいなのかということ把握されているのか。把握されていると思うのですが、それを聞きました。

それからもう一つは、分譲地というものの作り方の中で、世田谷区などではよく取られているのですが、そうではなくて一応残留地は残すけれども、それ以外のところは全部平たく切って分譲するのか。その手法はどうなっているのかということについてお答えください。

○田中会長 事務局、お答えをお願いいたします。

○松岡緑環境課長 落葉広葉樹林の本数までは申し訳ございませんが、分からないのでございますけれども、現況の面積としては3万2000平方メートルということでございまして、おっしゃるとおりこのうちの2万9000平方メートルが減少するのですが、一方で1万3000平方メートル増加しますので、差引きとしては1万6000平方メートルほど残るということになってございます。

○田中会長 保坂委員、よろしいでしょうか。

○保坂委員 今、2番目の質問についてはお答えがなかったのですが。

○田中会長 2番目の御質問についてだそうですね。

○保坂委員 もう一度、繰り返していいですか。こういった分譲地を開発する手法の中で町並みの一部、一部にもともとある樹木を生かしながら開発していく手法も最近よく取られているのですが、そういうことはやらないということによろしいですか。全部切るということで理解していいですかということに対してお答えがないです。

○松岡緑環境課長 大変、失礼いたしました。

確かに、かなりの部分、伐採するというのが事実なのでございますが、一方まとまった緑として残留緑地の部分のところに残していくという計画になっていることと、併せて宅地内にも緑地を配置するというので計画を立ててございますので、そういったところで緑地に対する配慮はできているのかなと考えてございます。

○田中会長 よろしいですか。

ほかに御意見等ございますでしょうか。

山崎委員、どうぞ。

○山崎（靖）委員 ありがとうございます。

今のお話の中の大径木というのは樹種というか、そういうものはある程度把握されているのでしょうか。広葉樹なのでしょうか。教えてください。

○田中会長 事務局、お答えをお願いいたします。

○松岡緑環境課長 おっしゃるとおり広葉樹で、イヌシデ、ヤマザクラ、コナラ等でございます。

○田中会長 山崎委員、よろしいでしょうか。

○山崎（靖）委員 ありがとうございます。

○田中会長 須田委員、どうぞ。

○須田委員 よろしくお願ひします。

2点ほどあるのですが、まず1点は大径木の保存についてなのですが、残置される、保全される大径木のほとんどがコナラになっていますが、現在、東京全域でナラ枯れが非常に進行していきまして、特にコナラの大径木は被害等、枯死率が高いというふうになっています。ですから、この部分においてもせっかく保全したコナラがナラ枯れによって損失してしまう可能性もあると思います。その場合の対策、例えば大径木が必要なのであれば後継木を今のうちから養生しておくとか、あとは大径木を保存した場合にどうするかという対策を今のうちから準備しておいたほうが良いと思います。

あともう一点なのですが、自然環境とか保全をする場合には生物保全もそうなのですが、トライアンドエラーというものがつきものです。ですから、保全対策をかなり綿密に取られるようではございますけれども、それがあながち100%うまくいくとは限らないわけです。そのときに、モニタリングを行って年に1回東京都へ報告することになっていますが、その結果を基に保全対策の見直しとか、手直しとか、そういうものができるのかどうか。それと、それがどのくらいの期間継続できるのか。その点についてお聞きしたいと思います。

○田中会長 事務局から回答をお願いいたします。

○松岡緑環境課長 すみません。お待たせしました。

養生につきましては、事業者のほうに今、御提案のあった部分について申し上げさせていただきます。

それから、トライアンドエラーがつきものという御意見でございますけれども、この辺につきましてもきちんとモニタリングをしながら、PDCAを回しながらやっていくという形で対応させていただきたいと思ひます。

○田中会長 ありがとうございます。

須田委員、よろしいでしょうか。

○須田委員 そのようによろしくお願ひいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

古城委員、御意見をお願ひいたします。古城先生、挙手をしていただきましたか。

○古城委員 まだ挙手をしておりません。

○田中会長 失礼しました。

それでは、佐伯委員どうぞ。

○佐伯委員 すごくいろいろな生き物に影響を与える開発計画であって、部会の方もいろいろ

ろ御議論いただけたと思います。

私からの提案としましては、モニタリング調査を行うというところがいろいろな場面で文書の中に出てきますけれども、その報告というものを東京都に報告をするというふうに書いてあるのですが、できるだけ情報を地域住民の方とか、実際に住んでいらっしゃるような方と共有をしていくような仕組みができるといいのではないかと思います。それで、こちらの文書の中にも書いてありますが、移植が難しい植物ですとか、または大径木などもかなり切られてしまうという計画でもありますので、やはり何か自然を使わせていただくというような気持ちが地域の人たちと共有できるといいのではないかと思います。

ですので、必ずしもこの報告書の中に言葉としては残らなくてもいいのかもしれませんが、事業者のほうにこの後の自然の変化のことなどについてできるだけ多くの人たちと情報を共有して、一緒に地域の方と考えていくというような仕組み作りをしてもらえるようにということで、私からのお願いです。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいまの御発言につきましては、鈴木部会長のほうからお答えさせていただきます。どうぞ。

○鈴木部会長 鈴木でございます。

大径木の伐採についての御意見が多かったので、あえて経験上、発言させていただきますが、特にコナラとかイヌシデの場合、地上から50センチくらいのところで一回伐採してしまうと、半年くらいで萌芽するものがあるんです。萌芽したものについて、掘り取って移植するという根株工法というものがあるのですが、これはかなり成功事例が多摩ニュータウンなどでもありますし、私自身も経験しています。この方法を取ると、大径木を伐採しなくても枝葉も3～4年で復活するんですね。そういう工法を採用することを事業者提案してみてくださいと、実は昨日事務局に個人的にお願いしたので、この辺について積極的に事業者を勧めただけだと思います。

それで、一回、地上部を伐採しますので、ナラ枯れ等のリスクが減る可能性もあります。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

佐伯委員、よろしいでしょうか。

○佐伯委員 ありがとうございます。

○田中会長 里吉委員、御意見をお願いいたします。

○里吉委員 里吉です。よろしく申し上げます。

私はちょっと説明が聞き取りにくかったので、もしかしたら御説明いただいたかもしれないのですけれども、もう一度確認したいのです。

残留緑地と、それから回復緑地というところがありますけれども、残留緑地というのは、私は現地を見てきたのですが、全体が本当にすばらしい里山みたいな、すぐ近くまで住宅はきておりましたけれども、なかなかいい緑だなと思ったのですけれども、その一部をそのまま残すということではなくて、地域の皆さんと協働作業をするだとか、ワンドを創出とか、いろいろあるので、それはどういう形でそういうふうに変えていくのか。一度、大分切っただけからもう一回再生される形なのか。極力そのまま残しながら、みんなが入りやすいようにするのか。そこら辺のところちょっと分からなかったなので、まず1点お伺いしたいのでよろしく申し上げます。

○田中会長 これは、事務局よろしいですか。お願いいたします。

○松岡緑環境課長 残留緑地につきましては、基本的には残しながら、その部分にさらに手を入れていくということになってございます。

一方、回復緑地につきましては現在、草地になってございますので、樹木等、それこそ落葉広葉樹とか、そういったもの、コナラ類を中心に植えながら回復させていくという計画になってございます。

○田中会長 里吉委員、よろしいでしょうか。

○里吉委員 分かりました。ありがとうございます。

それで、ここで議論することではないのかもしれないのですけれども、私は現地を見てきてまして説明にも書いてありましたが、住宅開発を大規模にやるからここはこういうふうに残置を残せるんだということで、細かくやると全部住宅地になってしまうから、それよりは今回のやり方のほうが緑を残せるということで、今回も一定数の里山みたいな形で残せるということで御説明があって、現地の方も特に反対の声もなく、危ない土砂崩れを起こしそうどころも土地を埋めてもらえるということで、それを歓迎する声もすごくあったんです。

ですから、ここについてこういうやり方で開発されるということについては、緑も残しながら新しい住宅地を創出するというので、皆さんというか、地域で特にそれに対しての異論の声はないということで伺っているのですけれども、こういうところがそれぞれ進んでいくと、全体としてはすごくなくなってしまうということで、東京都としてなのか、八王子市

としてなのがちよっと分からないのですが、今残っているこういう場所を計画的に残すような仕組みとか取組というものがあるのかどうか。ここではそういうことは議論する場所があるのかどうか分からないですけども、そういうことについて何かこれまでの見識というか、見解というか、あればお伺いしたいと思いました。

それで、私は実は八王子出身なものですから、小さいときから近くにあった山が少しずつなくなって、住宅地がどんどんできていく様子もずっと見てきたんです。自分の住んでいるところもそういう新興住宅地というか、山を切り開いたところに私自身の実家もあるものですから、一つ一つはいろいろ気をつけているんですけども、今ここにきて全体としてどうするのかという議論はすごく必要なんじゃないかと現地を見て思ったものですから、何か御所見、御見解があればお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○田中会長 現段階でのお考え方でよろしいと思いますけれども、事務局のほうからお答えをお願いします。

○松岡緑環境課長 開発許可制度におきましては、緑を保全する仕組みとして、東京都としては画期的なものというふうに理解してございまして、なかなか私有財産を制限するこれだけの条例を持っているところは少ないと認識してございます。

民地を開発する場合には、きちんと環境に配慮して自然の保護をしてもらった上で開発を行っていただくということで理解しているところでございますが、一方で、本当に必要な重要な谷戸とか、そういったものにつきましては今後目標も立ててございますが、2050年度までに保全地域として約100ヘクタール追加するというのを目標にしてございますので、そういった中で重要な谷戸について保全していくという考えで、そういう二面から緑の保全を守っていきたいと考えています。

○田中会長 ありがとうございます。

里吉委員、よろしいでしょうか。長期的な線で緑の保護を考えているという御意見だったと思いますけれども。

○里吉委員 ありがとうございます。

確かに、おっしゃるように私有財産である土地を、そこが自然豊かな土地だからといって勝手に、買上げすれば別ですけども、それ以外にどういうふうに守っていくかという点ではいろいろな工夫があるんだなと思いました。

最後に1点だけ、オオタカへの配慮の点なのですが、そこに巣はないようだけれども、飛んできた姿が見られたということで、そういうことでモニタリングを行って生息への影響が

ないように十分配慮するということが許可条件の中にあるのですが、もしオオタカが飛んでいるところ、えき場として使っているようなところだということが工事中ですとかに見つかった場合はどういうふうに対応するのか。作業を中止するというふうに書いてありますけれども、それで工事が全く止まってしまうというわけではないと思うのですが、何か変更することとかがあるのか。「保全対策については専門家の助言を踏まえ」とありますけれども、どのようなことが考えられるのか、最後にお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○田中会長 事務局、お願いいたします。

○松岡緑環境課長 御存じのとおり、オオタカの場合は近くで営巣しているとか、そういった場合にはきちんとした配慮を取ることをございますが、現在はあくまでも飛翔しているということをございまして、営巣も大分確認はしてございますが、事業地からそれほど近くに営巣しているわけではないということをございますので、仮に近くに営巣するというようなことがもしあった場合には、こちらに書いてあるとおり、保全許可条件にもありますけれども、まず一旦工事をやめていただいて専門家の意見を聞きながら東京都と協議して今後の対策をとっていただくという形になろうかと思えます。

○田中会長 ありがとうございます。

次に、伊藤委員は挙手されましたでしょうか。

違うようであれば、須田委員、もう一度御発言ということですが。

○須田委員 須田です。たびたび申し訳ありません。

これは、事業者へのお願いというような感じになるかもしれませんが、様々な開発案件で残存緑地が保全されていますが、実際にそのような場所を歩き回ってみると、結構な場所がそのまま放置されているというところが多いです。単に緑地として残されているだけであって、中の質は非常に劣化しているというところが多いです。

それで、本計画の場合はその残存緑地全体についてきちんとした形で維持管理していくような形が示されていますけれども、ぜひともこのようなことを最初に書かれたのであれば、それは末永く継続するように、ほかの場所の模範となるような事業を目指していただきたい。ぜひともそのようにお願いしたいと思います。

以上です。

○田中会長 事務局。

○松岡緑環境課長 貴重な御意見、ありがとうございます。

事業者のほうには、その旨伝えさせていただきます。

○田中会長 よろしくお願いいたします。

ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先に進めさせていただきます。大分たくさんの御意見をいただきましたけれども、ここで皆様にお諮りいたします。その後、異議のある方のみ「異議あり」の御発言をお願いしたいと思います。異議のある方は、ミュートの解除の準備をお願いします。

それでは、諮問第 463 号「（仮称）長房町住宅団地建設事業」について、本審議会として規制部会長の御報告のとおり「許可条件を付して許可相当である」と認め、知事に答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

それでは、特に「異議あり」の発言がございませんでしたので、諮問第 463 号「（仮称）長房町住宅団地建設事業」につきましても、本審議会として「許可条件を付して許可相当である」ということで答申いたします。事後の事務につきましても、事務局でよろしくお願いいたします。

○松岡緑環境課長 ありがとうございます。本日いただいた意見は、きちんと事業者のほうに伝えまして今後の事業に生かしていくようにいたします。どうもありがとうございます。

○田中会長 それでは、次に進めさせていただきます。

次に、諮問第 464 号から第 466 号の温泉部会の案件について審議を行います。事務局からの説明の後、部会にて審議していただいた内容を益子温泉部会長から御報告をお願いしたいと思います。

まず、事務局より御説明をお願いいたします。

○清野水環境課長 水環境課長の清野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件の御説明をさせていただきます。

今回の諮問案件は、温泉掘削が 2 件、温泉動力の装置が 1 件の合計 3 件でございます。御説明の流れとしましては、まず事務局よりお手元資料の 3-1 から 3-3 の申請概要を 3 件一括して御説明させていただきます。その後、益子温泉部会長より資料 3-4 の「許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について」、3 件一括して御説明いただきます。

それでは、資料 3-1 を御覧ください。「諮問第 464 号立川市錦町の温泉掘削について」を御説明いたします。

申請者は株式会社立飛ホールディングス、目的は温浴施設内の浴用に供給することと、既存温浴施設への配湯、申請地は立川市錦町地内です。

工事内容は、掘削口径が 199.9 ミリメートルから 151.0 ミリメートル、深さ 1,500 メートル、施工方法はロータリー式垂直掘削です。

温泉の利用計画ですが、新たに建設する温浴施設の浴槽への供給及び既存温浴施設への配湯をする予定です。

揚湯量は、日量 112 立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地です。周辺の概況としては、JR 西国立駅近隣で、周辺は住宅や病院、商業施設等が立地しています。

また、周辺 1 キロメートル以内の状況については資料 3-1 の 2 ページ、図 2 を御覧ください。申請地点を☆、半径 1 キロメートルの範囲を赤の円で示しています。

既存源泉はございません。

水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。

湧水は、立川市内に 6 か所ございます。

本申請の概要は、以上でございます。

次の案件に移ります。3 ページの資料 3-2 を御覧ください。「諮問第 465 号羽村市羽の温泉掘削について」を御説明いたします。

申請者は西多摩衛生組合、目的は温浴施設内の浴用に供給すること、申請地は羽村市羽地内です。

工事内容は、掘削口径が 199.9 ミリメートルから 102.3 ミリメートル、深さ 2,000 メートル、施工方法はロータリー式垂直掘削です。

温泉の利用計画ですが、既存の日帰り温浴施設の浴槽に供給する予定です。

揚湯量は、日量 84.87 立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地です。

周辺の概況としては、既存温浴施設に隣接し、周辺は住宅や学校等が立地しています。

また、周辺 1 キロメートル以内の状況については、資料 3-2 の 4 ページ、図 2 を御覧ください。申請地点を☆、半径 1 キロメートルの範囲を赤の円で示しています。

既存源泉はございません。

水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。

湧水は、ございません。

本申請の概要は、以上でございます。

次の案件に移ります。5 ページの資料 3-3 を御覧ください。「諮問第 466 号台東区元浅

草の温泉動力の装置について」を御説明いたします。

申請者は田村純一、目的は公衆浴場に供給すること、申請地は台東区元浅草地内でございます。

当井戸の経緯ですが、地下水井戸として公衆浴場で利用されてきましたが、泉質を分析したところ温泉に該当したため、今回温泉として動力の装置について申請するものです。

温泉井戸の概要といたしましては、深さ 120 メートル、泉温は 17.8℃、泉質名はありませんが、メタけい酸の項により温泉に適合しています。

申請する動力は、出力 3.7 キロワット、吐出口断面積 17.57 平方センチメートル、吐出量は毎分 180～300 リットルです。

揚湯量は、日量 63.4 立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地です。

申請地の概況としては、住宅や事業所が立地しており、温泉井戸の周辺は資料 3-3 の 6 ページ、③のとおりです。

また、周辺 1 キロメートル以内の状況については、資料 3-3 の 6 ページ、図 2 を御覧ください。申請地点を☆、半径 1 キロメートルの範囲を赤の円で示しています。

半径 1 キロメートルの範囲において、既存源泉はございません。

水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。

湧水も、ございません。

本申請の概要は、以上でございます。

以上、今回御審議いただき、3 件の諮問案件についてまとめて御説明させていただきました。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、部会での審議結果につきまして、益子温泉部会長から御報告をお願いいたします。

○益子部会長 温泉部会長の益子でございます。

これから御説明いたします諮問第 464 号から第 466 号の 3 件につきましては、令和 2 年 12 月 21 日の第 4 回温泉部会において審議を行いました。私からは、資料 3-4 の許可基準の適合状況及び温泉部会における審議の内容について御説明をいたします。

まず、温泉法の許可基準について御説明をいたします。温泉法は、貴重な資源である温泉の保護を図ることを目的としています。このため、温泉掘削等の許可に当たっては高度な専

門的知識を要するものであるため、審議会等の意見を聞くこととしております。

温泉法の許可基準としましては、温泉の湧出量、温度、または成分に影響を及ぼすと認めるとき、掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準に適合しないもの、公益を害するおそれがあると認められるときのほかは許可を与えなければならないとなっております。

東京都では、このうち温泉の湧出量、温度、または成分に影響を及ぼさないこと、公益を害するおそれがないことの2つの許可基準について審査基準を2つ設けております。

1つ目の審査基準について、参考資料2-1、9ページを御覧ください。当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において掘削深度に応じた制限距離以上を既存源泉から取ることとしております。

2つ目の審査基準について、参考資料2-2、10ページを御覧ください。当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において吐出口断面積及び一日の揚湯量の上限を定めています。23区の低地部においては、吐出口断面積を6平方センチメートル以下及び一日の揚湯量を50立方メートル以下としており、その他の地域においては吐出口断面積を21平方センチメートル以下及び一日の揚湯量を150立方メートル以下としております。

また、審査基準とは別に指導基準を設けております。参考資料2-3、11ページを御覧ください。これは、「温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」、当審議会の温泉部会で取り決めたものです。申請地の周囲1,000メートル以内に水道水源井戸や、区市町村が配慮を要するとしている湧水があるかどうかを調査し、温泉掘削や揚湯による影響のおそれがあるかを検討するという内容であります。

それでは、資料3-4、7ページの上段を御覧ください。【諮問第464号立川市錦町の温泉掘削について】で、「温泉掘削許可基準の適合状況」などを御説明いたします。

「温泉掘削許可基準の適合状況」につきまして、(1)の「温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について」ですが、当温泉の掘削頻度が500メートルを超えるため、周辺の既存源泉との距離が1,000メートル以上であることが基準となりますが、1,000メートル以内に既存温泉は存在しないため、当基準に適合していることを確認いたしました。

(2)の「温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」は、当申請時の周囲1,000メートル以内に湧水が存在いたします。周辺自治体から影響がないよう、配慮を求める旨の意見が付されておりますが、当温泉の取水予定深度は湧水が湧出する地表近くの透水層とは深度が異なります。また、浅層部はセメントによる遮水を施し、浅層地下水の流入

を防ぐ計画です。

これらのことから、当温泉が周辺の井戸及び湧水に影響を与える可能性は低いと考えられることから、当基準に適合していることを確認いたしました。

(3)の「温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと」ですが、温泉掘削においては温泉施行規則で定められている可燃性天然ガスの対策に関する基準を遵守する必要があります。

当該申請では、敷地境界から掘削地点までの8メートルの距離の確保、ガス噴出防止装置の設置など、温泉法等に基づき適切に措置を講じる計画であり、基準に適合していることを確認いたしました。

次に、「温泉部会における審議内容」につきましては、「近隣の事業用井戸や周辺の湧水について、十分に注意して施行すること」「温泉稼働時のモニタリングについて、項目等検討しておくことが望ましい」といった意見があり、事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では立川市錦町における温泉掘削について許可相当と判断いたしました。

それでは、資料3-4、7ページの下段を御覧ください。【諮問第465号羽村市羽の温泉掘削について】ですが、「温泉掘削許可基準の適合状況」などを御説明いたします。

1番の「温泉掘削許可基準の適合状況」についてでございますが、(1)の「温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について」です。当温泉の掘削深度は500メートルを超えるため、周辺の既存源泉との距離が1,000メートル以上であることが基準となりますが、1,000メートル以内に既存温泉は存在しないため、当基準に適合していることを確認いたしました。

(2)の「温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」は、当該申請地の周囲1,000メートル以内には配慮を要する井戸や湧水は存在していません。

(3)の「温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと」ですが、温泉掘削においては温泉法施行規則で定められている可燃性天然ガスの対策に関する基準を遵守する必要があります。当該申請では、敷地境界から掘削地点までの8メートルの距離の確保、ガス噴出防止装置の設置など、温泉法に基づき適切に措置を講じる計画であり、基準に適合していることを確認いたしました。

2の「温泉部会における審議内容」につきましては、「温泉稼働時のモニタリングについて、項目等検討しておくことが望ましい」といった意見があり、事業者側も承知しております。

以上のことから、温泉部会では羽村市羽における温泉掘削について許可相当と判断いたしました。

最後に、資料3-4、8ページを御覧ください。【諮問第466号台東区元浅草の温泉動力の装置について】で、「温泉動力の装置許可基準の適合状況」などを御説明いたします。

1番目の許可基準の適合状況につきまして御説明いたします。

「(1) 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について」ですが、当該温泉の深度が120メートルのため、制限距離は200メートルになります。周囲200メートルに既存温泉は存在せず、基準に適合していることを確認いたしました。

(2)の「温泉動力の装置の許可に係る審査基準」についてですが、動力の吐出口断面積、揚湯量、ともに基準に適合していることを確認いたしました。

(3)の「温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」は、当該申請地の周囲1,000メートル以内には配慮を要する井戸や湧水は存在していません。

以上から、本申請の内容は基準に適合していることを確認いたしました。

次に、「温泉部会における審議内容」につきまして、「2～3年に一度、メタけい酸の成分分析をすることが望ましい」「モニタリングについて、水位等の測定頻度を上げることや電気伝導度を追加することが望ましい」などの意見があり、これについては事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では台東区元浅草における温泉動力の装置について許可相当と判断いたしました。

以上で、私からの報告とさせていただきます。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの御説明、温泉部会長からの部会報告を踏まえ、審議をお願いいたします。御発言のある方は、ミュートを解除していただき、挙手をお願いいたします。

挙手の方は、いませんか。

挙手の方もいらっしゃいませんし、ミュート解除の方もいらっしゃらないようですので、ここで皆様にお諮りすることにいたします。異議のある方は、ミュートの解除の準備をお願いいたします。

諮問第464号「立川市錦町の温泉掘削について」、諮問第465号「羽村市羽の温泉掘削について」、諮問第466号「台東区元浅草の温泉動力の装置について」につきましては、本審議

会として温泉部会長の報告のとおり「許可相当である」と認め、知事に答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

○里吉委員 「異議あり」でよろしいですか。

○田中会長 里吉委員、どうぞ。

○里吉委員 前回、大分議論したので特に発言しませんけれども、464号については「異議あり」、あとの2件については「異議なし」ということで私の意見表明とさせていただきます。

○田中会長 分かりました。

ほかに、「異議あり」の方はいらっしゃいますでしょうか。

では、ほかにはございませんが、ただいま反対の意見がございましたので、個別の採決をしたいと思います。

なお、臨時委員の方につきましては、議事に関係のある温泉部会の石田委員、布山委員のみ採決に加わることとなりますので、御了承いただきたいと思います。

ただいま反対の意見がございましたのが、諮問第464号「立川市錦町の温泉掘削について」ですので、この案件について採決を行います。

反対の方は、ミュートを解除していただき、「異議あり」と御発言いただき、カメラに向かって挙手をお願いいたします。

(「異議あり」と声あり)

○田中会長 里吉委員ですね。ほかにはいらっしゃいませんか。いませんね。

それでは、反対少数と認めます。したがって、諮問第464号「立川市錦町の温泉掘削について」、諮問第465号「羽村市羽の温泉掘削について」、諮問第466号「台東区元浅草の温泉動力の装置について」につきましては、本審議会として許可相当であるということで答申いたします。事務の手續につきましては、事務局でよろしくお願いいたします。

○清野水環境課長 ありがとうございます。

○田中会長 以上をもちまして、本日予定されておりました全ての議事が終了いたしました。

そのほか、事務局から御連絡事項などございますでしょうか。

○関計画課長 特にございません。委員の皆様、長時間にわたり御審議を賜りまして誠にありがとうございました。

また、一部、音声聞き取りにくい点がございました。申し訳ございませんでした。今後、改善してまいります。

ありがとうございました。

○田中会長 本日は、活発な御審議をいただきましてありがとうございました。

これもちまして、第 146 回「東京都自然環境保全審議会」を閉会いたします。

どうもありがとうございました。